（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

第一条　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十号を第十六号とし、第六号から第九号までを六号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の六号を加える。

六　独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。第十四条第四号において同じ。）に関すること。

七　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置計画の認定に関すること。

八　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置命令に関すること（官房の所掌に属するものを除く。第十四条第六号において同じ。）。

九　独占禁止法第四章の規定に係る告発並びに裁判所に対する緊急停止命令及びこれに関する供託に係る没取の申立て（いずれも独占禁止法第十二章に規定する手続による調査に係るものを除く。第十四条第七号において同じ。）に関すること。

十　合併、共同新設分割、吸収分割又は共同株式移転の無効の訴えに関すること。

十一　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置計画の認定後及び同章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関すること。

第三条第二項中「同項第六号から第十号まで」を「同項第十二号から第十六号まで」に改める。

第四条第一項中「（第三号から第五号までに掲げる事務にあっては、官房の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第一号及び第二号中「こと」の下に「（経済取引局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号中「こと」の下に「（官房及び経済取引局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第四号及び第五号中「こと」の下に「（官房の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第六号中「こと」の下に「（経済取引局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第七号を削り、同項第八号中「こと」の下に「（経済取引局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第五条第一項中「一人を」を「二人を」に改める。

第六条第一項中「三人」を「一人」に改める。

第十四条に次の六号を加える。

四　独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査に関すること。

五　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置計画の認定に関すること。

六　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置命令に関すること。

七　独占禁止法第四章の規定に係る告発並びに裁判所に対する緊急停止命令及びこれに関する供託に係る没取の申立てに関すること。

八　合併、共同新設分割、吸収分割又は共同株式移転の無効の訴えに関すること。

九　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置計画の認定後及び同章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関すること。

第十八条中「事務を」を「事務（第二号、第六号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務にあっては、経済取引局の所掌に属するものを除く。）を」に改め、同条第五号中「こと。」の下に「（経済取引局及び」を加え、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第二条中「附則第八条」を「附則第七条」に改める。

附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とし、附則第六条から附則第八条までを一条ずつ繰り上げる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部改正）

第二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「公正取引委員会事務総局の」の下に「官房に置かれる審議官並びに経済取引局（総務課及び調整課並びに取引部を除く。）及び」を加える。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第七十七号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、三七五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、六六六人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	二〇八人	
総務省	四、八二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五四、八一四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、四二七人	うち、一六九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、六〇七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、四二五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二〇、一五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九八四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、八九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九三五人	うち、二〇、九〇九人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇一、六八八人	